

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が不十分なために、財産管理や契約を始めとする法律行為や、生活上の支援が必要な方に對し、ご本人の状況に応じて家庭裁判所が選任した後見人・保佐人・補助人等がご本人を支援・保護する制度です。判断能力が回復しない限り、ご本人が亡くなるまで続きます。

成年後見制度

法定後見制度

後見

判断能力が
ない方

保佐

判断能力が
著しく不十分な方

補助

判断能力が
不十分な方

任意後見制度

現在は判断能力に問題ないが、
将来に備えたい方

※ただし、同意権・取消権はありません

法定後見制度の手続きの流れ

①申立準備

- ・診断書の作成を医師に依頼します
- ・ご本人の判断能力、日常生活、経済状況をできる範囲で把握します
- ・申立書を作成し、必要書類を添付します

②家庭裁判所へ申立

- ・申立人がご本人の住所地の家庭裁判所に後見／保佐／補助の開始申立を行います
- ・申立費用は類型及び鑑定の有無などによって異なります
- ※申立を取り下げる場合は家庭裁判所の許可が必要です

③調査・鑑定・照会

- ・【調査】家庭裁判所の調査官がご本人に面接を行います
- ・【鑑定】ご本人の判断能力の程度について家庭裁判所が判断し、医師に鑑定を依頼します
- ・【照会】家庭裁判所が親族に対し、意向を確認します

④審理

- ・申立人から提出された書類や医師による鑑定の結果、調査結果等の内容を裁判所が審理します

⑤審判

- ・審判結果(審判書)が、申立人とご本人、後見人等に通知されます(通知があってから2週間後に審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります)

⑥開始

- ・後見人などが定められた権限の範囲においてご本人を支援します
- ・後見人等の職務について、家庭裁判所や成年後見監督人等が監督します

申立から法定後見の開始まで3ヶ月以内

後見人等の仕事の内容は?

代理権



預貯金の預入れ、払戻し、各種行政上の手続きなど
財産管理



介護をはじめとする福祉サービスの契約や、医療・福祉施設への入退所手続きなど



身上保護

各種支払い行為や住居の確定など



同意権・取消権



ご本人が結んだ契約を後見人等が同意すること

不要な契約を取り消すこと
(ただし、日常生活に関する行為は除く)

後見人等の仕事に含まれないこと



保証人や身元引受人・医療手術の同意など



毎日の買い物や介護などをすること



葬儀を出すことなど
※ただし、火葬に関する契約は条件を満たせば可。

例えばこんなときに成年後見制度をご検討下さい。

- ・自分で定期預金の解約ができない
- ・ご本人が不要な契約を繰り返し行っている
- ・ご本人名義の不動産を処分することができない
- ・知的障がいのある子どもの親亡き後が心配

